令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱
（個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）

（補助金の交付）

第１条　知事は、２０５０年カーボンニュートラルの実現及び２０３０年温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、県民が行う地域の脱炭素化と再生可能エネルギー等の導入に関する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和５８年徳島県規則第５３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）国交付要綱

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和８年３月３１日環地域事発第２６０３３１３号）をいう。

（２）国実施要領

国交付要綱第３条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和８年３月３１日環地域事発第２６０３３１３号）をいう。

（３）太陽光発電設備

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。

（４）蓄電池

充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。

（５）住宅

自己の居住の用に供する戸建ての家屋をいう。

（６）既築住宅

住宅のうち、新築住宅（補助金の交付申請までに所有権の登記がされていないもの）に該当しないものをいう。

（補助対象事業及び補助要件）

第３条　要綱第１条に規定する補助対象事業及び補助要件は、次の表に定めるとおりとする。

事業	補助要件	備考
太陽光発電設備・蓄電池補助事業	【共通】 （１）国及び国の委託を受けた団体から本補助金以外の補助金を受けていないこと。 （２）徳島県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者から購入等を行うこと。 （３）中古設備でないこと。 （４）ＰＰＡによる設備でないこと。 （５）リース設備でないこと。 （６）工事着工前であること。 （７）契約書その他の契約を証する書類の締結日等が令和８年４月１日以降であること。 （８）補助対象設備の所有権が実績報告までに申請者に移転すること。 （９）前各号に掲げるもののほか国交付要綱に規定する要件を満たすこと。	蓄電池のみの単独設置は不可

	【太陽光発電設備】 次の各号のいずれの要件も満たすもの。 （１）国実施要領別紙２の２.ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 （２）太陽電池モジュールの公称最大出力（定格出力）の合計値が１０kW未満のものであること。なお、増設の場合においては、既存分を含めて１０kW未満であること。 （３）設置場所は徳島県内の既築住宅（店舗等を併用する家屋を除く。）の同一敷地内とし、発電した電力は既築住宅において自家消費すること。 【蓄電池】 次の各号のいずれの要件も満たすもの。 （１）国実施要領別紙２の２.ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。 （２）国の補助事業における対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。 （３）定置用であること。 （４）本補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。 （５）蓄電池に蓄電した電力は既築住宅において自家消費すること。 （６）自立運転機能があること。	

２　補助対象となる事業は、令和９年１月３１日までに完了するものに限る。ただし、やむを得ない事情により工事が遅延したことその他単年度事業とならないことについてやむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

（補助対象経費及び補助率、補助額）

第４条　要綱第１条に規定する補助対象経費及びその補助率又は補助額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率 又　は 補助額
設備費(設備の購入、運搬、調整、据付け等に要する経費)及び工事費（消費税及び地方消費税の額を除く。）	【太陽光発電設備】 太陽光発電設備に係る公称最大出力（定格出力）の合計値（「太陽電池モジュールの公称最大出力（定格出力）の合計値」又は「パワーコンディショナーの公称最大出力（定格出力）」の小さい方の値をいい、小数点以下を切り捨てとする。）のkW数×７万円。ただし、補助上限額は、３５万円とする。
	【蓄電池】 「補助対象経費の１／３」又は「蓄電システム価格１５．５万円/kWh（工事費込み・税抜き）の１／３」の小さい方の値（千円未満は切り捨て）。ただし、補助上限額は２５万８千円

	とする。 　なお、蓄電システムの価格は１２．５万円/kWh以下（工事費込み・税抜き）となるように努めること。

（補助金を申請することができる者等）

第５条　この要綱に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

（１）徳島県内に住所を有する個人であること。

（２）県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。

（３）申請者が暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。

（４）県税、その他の税について未納がないこと。

（５）補助対象設備を設置する既築住宅を所有する者（補助対象設備を設置する既築住宅で現に居住している者又は実績報告までに既築住宅に居住を開始する場合において、既築住宅を所有する者の同意を得て申請を行う者を含む。）であること。

２　補助金の申請は、同一の住宅につき、同一の補助対象設備において１回限りとする。

（補助金交付申請書等）

第６条　規則第３条の補助金交付申請書は、様式第１号による。

２　規則第３条の知事が定める書類及び期日は、次の表に定めるとおりとする。

知事の定める書類	提出期日	備考
（１）住民票の写し （２）納税証明書（県税すべて及び国税（所得税、消費税及び地方消費税分）に未納がないことがわかる証明） （３）誓約書（様式１－１） （４）太陽光発電設備設置・蓄電池補助事業に係る事業実施計画書（様式１－２） （５）補助対象設備を設置する住宅の場所が確認できる位置図及び機器の配置図面（平面図、立面図等には補助対象設備の設置箇所を表示すること。） （６）補助対象設備を設置する住宅及び機器の配置が確認できる写真（工事着工前のもの） （７）補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様がわかるもの） （８）発電する電力の消費量計画書（様式１－３） （９）電気配線図確認書 (10) 収支予算書（様式１－４） (11) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し (12) 契約書その他の契約を証する書類（工事着工予定日等が確認できる書類） (13) 補助対象設備を設置する住宅の登記事項証明書等 (14) 同意書（様式１－５）（既築住宅の所有者でない者が申請する場合に限る。） (15) 蓄電池価格確認書（様式１－６）（蓄電池を導入する場合に限る。） (16) その他知事が必要と認める書類	知事が特に認めるものを除き、令和８年１２月１５日までとする。ただし、工事着工予定日の１４日以前に提出すること。	（１）、（２）については申請日から起算して３か月以内に発行されたものに限る。

（補助金の交付の条件）
第７条　規則第５条第１項各号に掲げる事項及び第１５条の２に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

（交付決定の手続）
第８条　提出された補助金交付申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、受付順により交付決定を行う。

（補助金交付指令前の着工）
第９条　事業の着工（工事の着工をいう。以下同じ。）は、補助金交付決定（以下「指令」という。）後に行うものとするが、真にやむを得ない事由により指令の前に着工する必要がある場合には、その理由等を具体的に明記した指令前着工届（様式第２号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）
第１０条　規則第５条第１項第２号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない計画の細部の変更とする。

（変更の承認の申請等）
第１１条　規則第５条第１項第１号から第３号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。
２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書
（２）その他知事が必要と認める書類
３　規則第５条第１項第４号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（状況報告）
第１２条　補助事業者は、特に指示する事業については、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第４号）を作成し、指定する日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）
第１３条　規則第１１条の実績報告書は、様式第５号による。
２　規則第１１条の知事の定める書類並びにそれらの書類の報告期限は、次の表に定めるとおりとする。

知事の定める書類	提出期日
（１）補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写し （２）補助対象設備に係る工事が適正に行われたことが確認できる写真（補助対象設備の設置状況や機器の銘板等が確認できるもの） （３）補助対象設備が新品であることが確認できる書類（メーカーの保証書または出荷証明書の写し等） （４）電力会社と電力受給契約を締結していることが確認できる書類の写し（電力需給契約書、売電契約書等（固定価格買取制度、ＦＩＰ制度を利用しないことが分かるもの。）） （５）太陽光発電設備と直接連系していることが確認できる電気配線図面等の書類（交付申請時の図面から変更が生じた場合に限る。）	補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日又は令和９年１月３１日のいずれか早い期日（第３条第２項ただし書きが適用される場合を除く。）とする。

（６）収支精算書（様式１－７） （７）その他知事が必要と認める書類	

（補助金の請求）

第１４条　規則第１２条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第６号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（書類の保管）

第１５条　規則第１６条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間とする。

（自家消費率の報告）

第１６条　本補助金により太陽光発電設備を導入した者は、補助対象事業完了日が属する月の翌月１日から１か年分の自家消費割合等の実績について、報告対象期間の最終日の翌月末までに、別に定める補助金自家消費割合報告書次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（１）報告期間内の太陽光発電電力量が確認できる書類

（２）報告期間内の自家消費電力量が確認できる書類

（３）その他知事が必要と認める書類

２ 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後においても、本補助金の事業効果等の把握のために必要となる調査その他知事が必要と判断して行う調査等について、知事に協力しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１７条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については取得財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

２　規則第１７条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号、以下「大蔵省令」という。）で定められている耐用年数をいう。

３　規則第１７条第２号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が５０万円以上のものをいう。

４　補助事業者は、規則第１７条の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の３０日前までに財産処分承認申請書（様式第７号）を知事に提出しなければならない。

５　知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

（個人情報保護）

第１８条　知事は、本事業により得た情報は、徳島県個人情報保護条例（平成１４年条例第４３号）に基づいて取り扱うものとする。

（雑則）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度分の補助金について適用する。

様式第１号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第３条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　事　業　名　　令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
（個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）

２　交付申請額
金　　円

３　事業完了予定年月日
令和　　年　　月　　日

４　関係書類
（１）住民票の写し（申請日から起算して３か月以内に発行されたもの）
（２）納税証明書（申請日から起算して３か月以内に発行されたもの）
①県税すべてに未納がないことの証明
②国税（所得税、消費税及び地方消費税分）に未納がないことの証明
（３）誓約書（様式１－１）
（４）事業実施計画書（様式１－２）
（５）補助対象設備を設置する住宅の場所が確認できる位置図及び機器の配置図面
（平面図、立面図等には補助対象設備の設置箇所を表示すること。）
（６）補助対象設備を設置する住宅及び機器の配置が確認できる写真（工事着工前のもの）
（７）補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様がわかるもの）
（８）発電する電力の消費量計画書（様式１－３）
（９）電気配線図
（10）収支予算書（様式１－４）
（11）補助対象設備の設置に係る見積書の写し
（12）契約書その他の契約を証する書類（工事着工予定日等が確認できる書類）
（13）補助対象設備を設置する住宅の登記事項証明書等
（14）同意書（様式１－５）（既築住宅の所有者でない者が申請する場合に限る。）
（15）蓄電池価格確認書（様式１－６）（蓄電池を導入する場合に限る。）
（16）その他知事が必要と認める書類

様式1－1（第6条関係）

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金
個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る誓約書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1．以下の項目は必須で☑をすること。

□ 申請書類の記載事項は、全て事実と相違ないこと。

□ 国及び国の委託を受けた団体から、他の太陽光発電設備・蓄電池に係る補助金を受けていないこと。

□ 暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。

□ 本事業で取得した設備は反社会的勢力に提供しないこと。

□ 本事業で取得した設備の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。

□ 本事業で取得した設備については、法定耐用年数を超えて使用すること。

□ 本事業で取得した設備については、法定耐用年数の期間、適切な管理・運用を図ること。

□ 太陽光発電設備については、徳島県内の既築住宅と同一敷地内に設置すること。

□ 太陽光発電設備により発電した電力については、30パーセント以上を自家消費するものとし、自家消費については、店舗等を併用しない既築住宅のみで行うこと。

□ 太陽光発電設備により発電した電力量や自家消費量がわかる資料については、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

□ 太陽光発電設備については、法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。固定価格買取制度を活用しないこと。

□ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

2．以下の項目は必要に応じて☑をすること。

□ 申請内容について、県が様式1－2に記載の施工業者へ確認することを承諾します。

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

申請者

住所

氏名（自署）

様式1－2（第6条関係）

個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る事業実施計画書

1　申請者

フリガナ	
氏　名	
現住所	〒
電話番号	
（E-mail）	

2　事業概要

申請対象設備	□ 太陽光発電設備のみ □ 太陽光発電設備及び蓄電池	
既築住宅の情報 （太陽光発電設備で発電した電力を自家消費する住宅）	住所	〒
	所有関係	
	所有権登記日	年　月　日
	既築住宅の所有者の氏名	（申請者との関係：　）
		※申請者と既築住宅の所有者が同じでない場合、同意書（様式1－5）が必要
申請対象設備を設置する箇所の情報	設置箇所 （自己敷地内）	□ ①上記の既築住宅の屋根上 □ ②①以外（　） ⇒②を選択した場合、以下の太枠囲内も記入すること。
	既築住宅の屋根上に設置できない理由	
	所有関係	
	所有権登記日	年　月　日
	設置する箇所の所有者の氏名	（申請者との関係：　）
		※申請者と設置箇所の所有者が同じでない場合、同意書（様式1－5）が必要
余剰電力の売電有無 ※FITは対象外	□ 有　⇒　売電予定先（　） □ 無	
補助対象設備の購入等契約の内容確認 （所有権の取得状況）	補助対象設備の購入等契約については、実績報告までに申請者が設備の所有権を取得できる内容となっているか。 □ 実績報告までに所有権を取得できる。 □ 実績報告までに所有権を取得できない。（※補助対象外） ※実績報告までに補助対象設備の所有権を申請者が取得していることが補助の要件。実績報告後も代金の支払いが完了するまで所有権を取得できない場合は補助対象外であるため、申請にあたっては事前に購入等契約の内容を確認しておくこと。	

3　事業計画

契約年月日	令和　　年　　月　　日
工事時期(予定)	
着工年月日	令和　　年　　月　　日
完了年月日	令和　　年　　月　　日
契約代金 支払完了時期(予定)	令和　　年　　月　　日

4　補助対象事業の概要

（1）太陽光発電設備

			メーカー名	型番	定格出力	数量	定格出力の合計値
太陽電池モジュール ※1							kW
	新設	No.1					kW
		No.2					kW
		No.3					kW
		No.4					kW
		No.5					kW
		計					kW
	既設	No.1					kW
		No.2					kW
		No.3					kW
		No.4					kW
		No.5					kW
		計					kW
パワーコンディショナー							
	新設						kW
	既設						kW

太陽光発電設備の公称最大出力の合計値（10kW未満が対象）※2	新設＋既設	kW
	新設	kW
	既設	kW
	太陽電池出力増加分 ※最低1kW以上出力が増加することが必要	kW

補助対象経費	設備購入費（税抜） ※付帯設備の購入費を含む。（蓄電池を除く）	円
	工事費（税抜） ※太陽光発電設備の設置に係る費用に限る。	円
	合計金額（税抜）	円
補助金の交付申請額 ※上限額35万円（公称最大出力の合計値（kW）×7万円）		円

※1　定格出力が異なる等、複数のモジュールを設置する場合、個別（Noごと）で記載すること。
太陽電池モジュールの公称最大出力（定格出力）の合計値は10kW未満であること。
なお、増設の場合は、新設分と既存分を合わせて10KW未満であること。

※2　太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とは、「太陽電池モジュールの公称最大出力（定格出力）の合計値」又は「パワーコンディショナーの公称最大出力（定格出力）」の小さい方の値をいい、小数点以下を切り捨てとする。なお、増設の場合は、太陽電池出力増加分のみが補助対象。

(2)蓄電池(※導入しない場合は記入不要)

メーカー名		
パッケージ型番 (SII登録内容)		
自立運転機能	□ 有 □ 無(※補助対象外)	
蓄電容量 (A)	kWh (小数点第2位以下切り捨て)	
補助対象経費	設備費(税抜)	円 ※付帯設備の購入費を含む。(太陽光発電設備を除く)
	工事費(税抜)	円 ※蓄電池の設置に係る費用に限る。
	合計金額(税抜) (B)	円
補助金の交付申請額 ※「補助対象経費の1／3」又は「蓄電システム価格15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)の1／3」の小さい方の値。ただし、補助上限額は25万8千円とする。		円 ※1,000円未満は切り捨てる。

5 施工業者

事業者名	
事業所の所在地	〒
代表者職・氏名	
担当者の連絡先	(担当者名) (電話番号) (E-mail)

※補助対象設備の納入・施工を行う県内業者(契約の相手方)について記載すること。
なお、契約を県外の本社が行い、納入や施工等を県内の支店や営業所が行う体制である場合は、県内の支店や営業所を記載すること。

様式1－3（第6条関係）

発電する電力の消費量計画書

1　申請者

氏名	
住所	

2　自家消費割合　※自家消費割合が30％以上となる場合に限り補助対象

年間発電量【想定】 （A）＝（B）＋（C）	kWh
年間自家消費量【想定】 （B）	kWh
年間売電量【想定】 （C）	kWh
自家消費割合【想定】（B）／（A）	％
世帯人数	人

3　添付資料

上記「2　自家消費割合」の項目（A）、（B）の算出根拠資料を添付すること。

□　（1）年間発電量【想定】（A）　⇒　月別の推定発電量をシミュレーションした資料を添付

□　（2）年間自家消費量【想定】（B）　⇒　年間電力消費量が確認できる書類として
過去12ヶ月分の電気使用量を確認できる資料または
過去数ヶ月の実績から一年間の電気使用量をシミュレーションした資料を添付

4　太陽光発電設備のみを設置し、蓄電池を導入しない場合は、以下の項目も記入

（1）　上記「年間自家消費量【想定】（B）」で記入した数値の内訳を選択してください。

□　昼間の使用量のみを計上している

□　昼・夜別の使用量を確認できないため、総使用量を記入している

（2）　夜間（発電しない時間帯）の電力消費分を自家消費想定量に計上することはできない。
昼・夜別の使用量を確認できない場合は、昼間使用量の根拠として下記について該当するものを全て選択すること。

□　日中（9時～17時）、自宅に1人以上在宅している日が週4日以上ある。

□　日中（9時～17時）、室温維持のためにエアコン等の空調設備を常時稼働させている。

□　洗濯乾燥機を、主に日中に使用している。

□　エコキュート等の給湯機を、日中に沸き上げる設定にしている。

□　電気自動車（EV）を所有し、主に日中に自宅で充電している。

□　その他、日中の電力消費に関する特筆すべき事情があれば、具体的に記入してください。

様式1－4（第6条関係）

収支予算書

1　収入

（単位：円）

区分	予算額	備考
県補助金		
自己資金		
その他		
計		

＜備考＞他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に当該補助金名を記載すること。

2　支出

（単位：円）

区分	予算額	備考
設備費		
工事費		
その他		
消費税		
計		

申請者

住所

氏名

様式1－5（第6条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

同意者（建物・土地の所有者）
住　所
氏　名　　（自署）
電話番号

同意書

私が所有する（建物・土地）について、次の者が補助対象設備を設置すること及び令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金を申請することについて同意します。

1　申請者の氏名	
2　申請者の住所	〒
3　補助対象設備を設置する建物・土地の所在地	〒
4　補助対象設備の種類	□　太陽光発電設備 □　蓄電池

様式第３号（第１１条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業　　の 内 容 の 変 更　　に要する経費の配分の変更
　　の 中止（ 廃 止 ）　　の承認を受けたいので、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第１１条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　事　業　名　　令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
（個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）

２　補助金の交付の指令番号
令和　　年　　月　　日付け徳島県指令サ第　　号

３　関係書類
（１）補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書
（２）その他必要な書類

様式1－6（第6条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

蓄電池価格確認書
（徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金）

補助対象設備である蓄電池の目標価格（12．5万円/kWh（工事費込み・税抜き））以下での調達（施工含む。）可否について確認※を行った結果、

□　調達が可能である。　　□　調達に努めたが困難である。

⇒調達できない場合はその主な理由を記載

（　　）

※目標価格以下となる蓄電池の調達可否を確認するに当たっては、複数者からの見積りの取得や、販売事業者に対する確認を行うこと。

メーカー名	
パッケージ型番 （SII登録内容）	
蓄電容量 （A）	kWh （小数点第2位以下切り捨て）
設備費（税抜き）	円 ※付帯設備の購入費を含む。（太陽光発電設備を除く）
工事費（税抜き）	円 ※蓄電池の設置に係る費用に限る。
合計金額（税抜き） （B）	円
蓄電池価格（円/kWh） （B）÷（A）	円

様式第２号（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

補助金交付決定前着工届

補助事業の交付決定前着工について、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第９条の規定により、次のとおり関係書類を添えてお届けします。

１　事　業　名　　令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
（個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）

２　以下の各条件について誓約します。

（１）補助金交付決定を受けるまでの期間に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は申請者が負担すること。

（２）補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

（３）当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

３　着工予定年月日
令和　　年　　月　　日

４　竣工予定年月日
令和　　年　　月　　日

５　関係書類

様式第４号（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

補助事業遂行状況報告書

補助事業の遂行の状況について、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第１２条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　事　業　名　　令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
（個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）

２　補助金の交付の指令番号
令和　　年　　月　　日付け徳島県指令サ第　　号

３　関係書類

様式第５号（第１３条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第１１条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　補助事業名　　令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
（個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）

２　補助金の交付の指令番号
令和　　年　　月　　日付け徳島県指令サ第　　号

３　工事期間
令和　　年　　月　　日　　～　令和　　年　　月　　日

４　事業完了年月日
令和　　年　　月　　日　　（内容：　　）

５　関係書類
（１）補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写し
（２）補助対象設備に係る工事が適正に行われたことが確認できる写真
（補助対象設備の設置状況や機器の銘板等が確認できるもの）
（３）補助対象設備が新品であることが確認できる書類
（メーカーの保証書または出荷証明書の写し等）
（４）電力会社と電力需給契約を締結していることが確認できる書類の写し
（電力需給契約書、売電契約書等（固定価格買取制度、ＦＩＰ制度を利用しないことが分かるもの。））
（５）収支精算書（様式１－７）
（６）太陽光発電設備と直接連系していることが確認できる電気配線図面等の書類
（交付申請時の図面から変更が生じた場合に限る。）
（７）その他知事が必要と認める書類

様式1－7（第13条関係）

収支精算書

1　収入

（単位：円）

区分	予算額 A	精算額 B	差引額 B－A	備考
県補助金				
自己資金				
その他				
計				

＜備考＞他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に当該補助金名を記載すること。

2　支出

（単位：円）

区分	予算額 A	精算額 B	差引額 B－A	備考
設備費				
工事費				
その他				
消費税				
計				

＜備考＞消費税は、その他欄に記載すること。

申請者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第６号（第１４条関係）

受理日付印

補　助　金　請　求　書

請求日　令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

請　求　者
住　　所
氏　　名
（法人名及び代表者名）

右 の 金 額を請求します。	請求金額												円

適　　要		
補助事業名	令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業 （個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）	
補助指令金額	金　　円	
補助指令年月日		
補助指令番号	徳島県指令サ第　　号	
補助額	既受領額	金　　円
	今回請求額	金　　円
	残　　額	金　　円
請求区分	精　　算	

口座振込先
金融機関名（　　）　店舗名（　　）
預金種別（ １ 普通　２ 当座　９ その他 ）

口座番号								（ 右づめ ）

口座名義 （カタカナ書き）
（　　）

発行責任者及び担当者

	氏　名	連絡先
発行責任者		
担当者		

様式第７号（第１６条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

財産処分承認申請書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第１６条第５項の規定により、財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

１　補助金の交付決定の年月日及び指令番号

令和　　年　　月　　日付け徳島県指令サ第　　号

２　処分しようとする財産の名称、理由、方法及び価格

財産の名称	理由	方法	処分価格(円)

様式第１号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第３条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　事　業　名　　令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
（個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）

２　交付申請額
金　　円

３　事業完了予定年月日
令和　　年　　月　　日

４　関係書類
（１）住民票の写し（申請日から起算して３か月以内に発行されたもの）
（２）納税証明書（申請日から起算して３か月以内に発行されたもの）
①県税すべてに未納がないことの証明
②国税（所得税、消費税及び地方消費税分）に未納がないことの証明
（３）誓約書（様式１－１）
（４）事業実施計画書（様式１－２）
（５）補助対象設備を設置する住宅の場所が確認できる位置図及び機器の配置図面
（平面図、立面図等には補助対象設備の設置箇所を表示すること。）
（６）補助対象設備を設置する住宅及び機器の配置が確認できる写真（工事着工前のもの）
（７）補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様がわかるもの）
（８）発電する電力の消費量計画書（様式１－３）
（９）電気配線図
（10）収支予算書（様式１－４）
（11）補助対象設備の設置に係る見積書の写し
（12）契約書その他の契約を証する書類（工事着工予定日等が確認できる書類）
（13）補助対象設備を設置する住宅の登記事項証明書等
（14）同意書（様式１－５）（既築住宅の所有者でない者が申請する場合に限る。）
（15）蓄電池価格確認書（様式１－６）（蓄電池を導入する場合に限る。）
（16）その他知事が必要と認める書類

様式1－1（第6条関係）

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金
個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る誓約書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1．以下の項目は必須で☑をすること。

□ 申請書類の記載事項は、全て事実と相違ないこと。

□ 国及び国の委託を受けた団体から、他の太陽光発電設備・蓄電池に係る補助金を受けていないこと。

□ 暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。

□ 本事業で取得した設備は反社会的勢力に提供しないこと。

□ 本事業で取得した設備の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。

□ 本事業で取得した設備については、法定耐用年数を超えて使用すること。

□ 本事業で取得した設備については、法定耐用年数の期間、適切な管理・運用を図ること。

□ 太陽光発電設備については、徳島県内の既築住宅と同一敷地内に設置すること。

□ 太陽光発電設備により発電した電力については、30パーセント以上を自家消費するものとし、自家消費については、店舗等を併用しない既築住宅のみで行うこと。

□ 太陽光発電設備により発電した電力量や自家消費量がわかる資料については、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

□ 太陽光発電設備については、法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。固定価格買取制度を活用しないこと。

□ 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

2．以下の項目は必要に応じて☑をすること。

□ 申請内容について、県が様式1－2に記載の施工業者へ確認することを承諾します。

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

申請者

住所

氏名（自署）

様式1－2（第6条関係）

個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る事業実施計画書

1　申請者

フリガナ	
氏　名	
現住所	〒
電話番号	
（E-mail）	

2　事業概要

申請対象設備	□ 太陽光発電設備のみ □ 太陽光発電設備及び蓄電池	
既築住宅の情報 （太陽光発電設備で発電した電力を自家消費する住宅）	住所	〒
	所有関係	
	所有権登記日	年　月　日
	既築住宅の所有者の氏名	（申請者との関係：　）
		※申請者と既築住宅の所有者が同じでない場合、同意書（様式1－5）が必要
申請対象設備を設置する箇所の情報	設置箇所 （自己敷地内）	□ ①上記の既築住宅の屋根上 □ ②①以外（　） ⇒②を選択した場合、以下の太枠囲内も記入すること。
	既築住宅の屋根上に設置できない理由	
	所有関係	
	所有権登記日	年　月　日
	設置する箇所の所有者の氏名	（申請者との関係：　）
		※申請者と設置箇所の所有者が同じでない場合、同意書（様式1－5）が必要
余剰電力の売電有無 ※FITは対象外	□ 有　⇒　売電予定先（　） □ 無	
補助対象設備の購入等契約の内容確認 （所有権の取得状況）	補助対象設備の購入等契約については、実績報告までに申請者が設備の所有権を取得できる内容となっているか。 □ 実績報告までに所有権を取得できる。 □ 実績報告までに所有権を取得できない。（※補助対象外） ※実績報告までに補助対象設備の所有権を申請者が取得していることが補助の要件。実績報告後も代金の支払いが完了するまで所有権を取得できない場合は補助対象外であるため、申請にあたっては事前に購入等契約の内容を確認しておくこと。	

3　事業計画

契約年月日	令和　　年　　月　　日
工事時期(予定)	
着工年月日	令和　　年　　月　　日
完了年月日	令和　　年　　月　　日
契約代金 支払完了時期(予定)	令和　　年　　月　　日

4　補助対象事業の概要

（1）太陽光発電設備

			メーカー名	型番	定格出力	数量	定格出力の合計値
太陽電池モジュール ※1							kW
	新設	No.1					kW
		No.2					kW
		No.3					kW
		No.4					kW
		No.5					kW
		計					kW
	既設	No.1					kW
		No.2					kW
		No.3					kW
		No.4					kW
		No.5					kW
		計					kW
パワーコンディショナー							
	新設						kW
	既設						kW

太陽光発電設備の公称最大出力の合計値（10kW未満が対象）※2	新設＋既設	kW
	新設	kW
	既設	kW
	太陽電池出力増加分 ※最低1kW以上出力が増加することが必要	kW

補助対象経費	設備購入費（税抜） ※付帯設備の購入費を含む。（蓄電池を除く）	円
	工事費（税抜） ※太陽光発電設備の設置に係る費用に限る。	円
	合計金額（税抜）	円
補助金の交付申請額 ※上限額35万円（公称最大出力の合計値（kW）×7万円）		円

※1　定格出力が異なる等、複数のモジュールを設置する場合、個別（Noごと）で記載すること。
太陽電池モジュールの公称最大出力（定格出力）の合計値は10kW未満であること。
なお、増設の場合は、新設分と既存分を合わせて10KW未満であること。

※2　太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とは、「太陽電池モジュールの公称最大出力（定格出力）の合計値」又は「パワーコンディショナーの公称最大出力（定格出力）」の小さい方の値をいい、小数点以下を切り捨てとする。なお、増設の場合は、太陽電池出力増加分のみが補助対象。

(2)蓄電池(※導入しない場合は記入不要)

メーカー名		
パッケージ型番 (SII登録内容)		
自立運転機能	□ 有 □ 無(※補助対象外)	
蓄電容量 (A)	kWh (小数点第2位以下切り捨て)	
補助対象経費	設備費(税抜)	円 ※付帯設備の購入費を含む。(太陽光発電設備を除く)
	工事費(税抜)	円 ※蓄電池の設置に係る費用に限る。
	合計金額(税抜) (B)	円
補助金の交付申請額 ※「補助対象経費の1／3」又は「蓄電システム価格15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)の1／3」の小さい方の値。ただし、補助上限額は25万8千円とする。		円 ※1,000円未満は切り捨てる。

5 施工業者

事業者名	
事業所の所在地	〒
代表者職・氏名	
担当者の連絡先	(担当者名) (電話番号) (E-mail)

※補助対象設備の納入・施工を行う県内業者(契約の相手方)について記載すること。
なお、契約を県外の本社が行い、納入や施工等を県内の支店や営業所が行う体制である場合は、県内の支店や営業所を記載すること。

様式1－3（第6条関係）

発電する電力の消費量計画書

1　申請者

氏名	
住所	

2　自家消費割合　※自家消費割合が30％以上となる場合に限り補助対象

年間発電量【想定】 （A）＝（B）＋（C）	kWh
年間自家消費量【想定】 （B）	kWh
年間売電量【想定】 （C）	kWh
自家消費割合【想定】（B）／（A）	％
世帯人数	人

3　添付資料

上記「2　自家消費割合」の項目（A）、（B）の算出根拠資料を添付すること。

□　（1）年間発電量【想定】（A）　⇒　月別の推定発電量をシミュレーションした資料を添付

□　（2）年間自家消費量【想定】（B）　⇒　年間電力消費量が確認できる書類として
過去12ヶ月分の電気使用量を確認できる資料または
過去数ヶ月の実績から一年間の電気使用量をシミュレーションした資料を添付

4　太陽光発電設備のみを設置し、蓄電池を導入しない場合は、以下の項目も記入

（1）　上記「年間自家消費量【想定】（B）」で記入した数値の内訳を選択してください。

□　昼間の使用量のみを計上している

□　昼・夜別の使用量を確認できないため、総使用量を記入している

（2）　夜間（発電しない時間帯）の電力消費分を自家消費想定量に計上することはできない。
昼・夜別の使用量を確認できない場合は、昼間使用量の根拠として下記について該当するものを全て選択すること。

□　日中（9時～17時）、自宅に1人以上在宅している日が週4日以上ある。

□　日中（9時～17時）、室温維持のためにエアコン等の空調設備を常時稼働させている。

□　洗濯乾燥機を、主に日中に使用している。

□　エコキュート等の給湯機を、日中に沸き上げる設定にしている。

□　電気自動車（EV）を所有し、主に日中に自宅で充電している。

□　その他、日中の電力消費に関する特筆すべき事情があれば、具体的に記入してください。

様式1－4（第6条関係）

収支予算書

1　収入

（単位：円）

区分	予算額	備考
県補助金		
自己資金		
その他		
計		

＜備考＞他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に当該補助金名を記載すること。

2　支出

（単位：円）

区分	予算額	備考
設備費		
工事費		
その他		
消費税		
計		

申請者

住所

氏名

様式1－5（第6条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

同意者（建物・土地の所有者）
住　所
氏　名　　（自署）
電話番号

同意書

私が所有する（建物・土地）について、次の者が補助対象設備を設置すること及び令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金を申請することについて同意します。

1　申請者の氏名	
2　申請者の住所	〒
3　補助対象設備を設置する建物・土地の所在地	〒
4　補助対象設備の種類	□　太陽光発電設備 □　蓄電池

様式第３号（第１１条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業　　の 内 容 の 変 更　　に要する経費の配分の変更
　　の 中止（ 廃 止 ）　　の承認を受けたいので、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第１１条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

１　事　業　名　　令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
（個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）

２　補助金の交付の指令番号
令和　　年　　月　　日付け徳島県指令サ第　　号

３　関係書類
（１）補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書
（２）その他必要な書類

様式1－6（第6条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

蓄電池価格確認書
（徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金）

補助対象設備である蓄電池の目標価格（12．5万円/kWh（工事費込み・税抜き））以下での調達（施工含む。）可否について確認※を行った結果、

□　調達が可能である。　　□　調達に努めたが困難である。

⇒調達できない場合はその主な理由を記載

（　　）

※目標価格以下となる蓄電池の調達可否を確認するに当たっては、複数者からの見積りの取得や、販売事業者に対する確認を行うこと。

メーカー名	
パッケージ型番 （SII登録内容）	
蓄電容量 （A）	kWh （小数点第2位以下切り捨て）
設備費（税抜き）	円 ※付帯設備の購入費を含む。（太陽光発電設備を除く）
工事費（税抜き）	円 ※蓄電池の設置に係る費用に限る。
合計金額（税抜き） （B）	円
蓄電池価格（円/kWh） （B）÷（A）	円

様式第２号（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

補助金交付決定前着工届

補助事業の交付決定前着工について、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第９条の規定により、次のとおり関係書類を添えてお届けします。

１　事　業　名　　令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
（個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）

２　以下の各条件について誓約します。

（１）補助金交付決定を受けるまでの期間に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は申請者が負担すること。

（２）補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

（３）当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

３　着工予定年月日
令和　　年　　月　　日

４　竣工予定年月日
令和　　年　　月　　日

５　関係書類

様式第４号（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

補助事業遂行状況報告書

補助事業の遂行の状況について、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第１２条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　事　業　名　　令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
（個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）

２　補助金の交付の指令番号
令和　　年　　月　　日付け徳島県指令サ第　　号

３　関係書類

様式第５号（第１３条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第１１条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　補助事業名　　令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業
（個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）

２　補助金の交付の指令番号
令和　　年　　月　　日付け徳島県指令サ第　　号

３　工事期間
令和　　年　　月　　日　　～　令和　　年　　月　　日

４　事業完了年月日
令和　　年　　月　　日　　（内容：　　）

５　関係書類
（１）補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写し
（２）補助対象設備に係る工事が適正に行われたことが確認できる写真
（補助対象設備の設置状況や機器の銘板等が確認できるもの）
（３）補助対象設備が新品であることが確認できる書類
（メーカーの保証書または出荷証明書の写し等）
（４）電力会社と電力需給契約を締結していることが確認できる書類の写し
（電力需給契約書、売電契約書等（固定価格買取制度、ＦＩＰ制度を利用しないことが分かるもの。））
（５）収支精算書（様式１－７）
（６）太陽光発電設備と直接連系していることが確認できる電気配線図面等の書類
（交付申請時の図面から変更が生じた場合に限る。）
（７）その他知事が必要と認める書類

様式1－7（第13条関係）

収支精算書

1　収入

（単位：円）

区分	予算額 A	精算額 B	差引額 B－A	備考
県補助金				
自己資金				
その他				
計				

＜備考＞他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に当該補助金名を記載すること。

2　支出

（単位：円）

区分	予算額 A	精算額 B	差引額 B－A	備考
設備費				
工事費				
その他				
消費税				
計				

＜備考＞消費税は、その他欄に記載すること。

申請者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第６号（第１４条関係）

受理日付印

補　助　金　請　求　書

請求日　令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

請　求　者
住　　所
氏　　名
（法人名及び代表者名）

右 の 金 額を請求します。	請求金額												円

適　　要		
補助事業名	令和８年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業 （個人向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業）	
補助指令金額	金　　円	
補助指令年月日		
補助指令番号	徳島県指令サ第　　号	
補助額	既受領額	金　　円
	今回請求額	金　　円
	残　　額	金　　円
請求区分	精　　算	

口座振込先
金融機関名（　　）　店舗名（　　）
預金種別（ １ 普通　２ 当座　９ その他 ）

口座番号								（ 右づめ ）

口座名義 （カタカナ書き）
（　　）

発行責任者及び担当者

	氏　名	連絡先
発行責任者		
担当者		

様式第７号（第１６条関係）

令和　　年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　　所
氏　　名
電話番号

財産処分承認申請書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第１６条第５項の規定により、財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

１　補助金の交付決定の年月日及び指令番号

令和　　年　　月　　日付け徳島県指令サ第　　号

２　処分しようとする財産の名称、理由、方法及び価格

財産の名称	理由	方法	処分価格(円)